

えこっくる江東 7月の環境学習講座

☑6月20日(土)(必着)までに区HP申込、窓口または用紙など(1講座1枚)に6面申込記入例の①～④と⑤高校生以下の方は学年・年齢⑥対象に保護者が含まれる講座は保護者の氏名(ふりがな)を記入し、〒135-0052潮見1-29-7 2階えこっくる江東講座担当へ
 ※抽選結果は当選者のみに講座1週間前までに郵送でお知らせします
 ※熱中症対策により、講座を中止する場合があります

☎えこっくる江東
 ☎03-3644-7130
 ☎03-3644-7135



講座名	日時	場所	対象	定員 (区内在住の方を優先し、抽選)	費用
わくわく生きものたんけん隊 ～潮見さざなみ公園編～	7/11(土) 9:30～11:30	えこっくる江東、 潮見さざなみ公園	年長児～小学生と保護者	12組24人	なし
親子で水素H ₂ ロケットを作ろう	7/12(日) 13:30～15:30	えこっくる江東	小学3～6年生と保護者	16組32人	1組3,900円 (工作キット代)
夏の自然探究! 昆虫を探して観察しよう!	7/25(土) 10:00～12:00 ※雨天の場合は7/26日に順延	えこっくる江東	小学生以上の方 ※小学生は要保護者同伴	25人	なし
遊ぼう! 作ろう! 「マイ♡江戸研究地図(江東版)」	7/25(土) ①10:00～12:15②13:30～15:45	えこっくる江東	小学3～6年生 ※小学3・4年生は要保護者同伴	各回10人	なし
マイ望遠鏡を作って、月を観察しよう!	7/25(土) 17:00～20:00	えこっくる江東	小学生以上の方 ※小学生は要保護者同伴。1組3人 まで	15人	1台3,000円 (工作キット代)
自然の恵みラボ ～おとなのCraft & Food from Nature～ 「夏草で染める、わたしだけの手ぬぐい」	7/26(日) 10:00～11:30	えこっくる江東	16歳以上の方	16人	450円(材料代)
親子でソーラーカー工作	7/26(日) 13:30～15:30	えこっくる江東	小学3～6年生と保護者	16組32人	1組2,000円 (工作キット代)
セミの羽化とコウモリの観察会	7/26(日) 18:00～20:00	木場公園	小学生以上の方 ※小学生は要保護者同伴。1組3人 まで	25人	なし
夜の生きものたんけん隊 ～木場公園編～	7/31(金) 17:00～19:00	木場公園	年長児～小学生と保護者	12組24人	なし

えこっくる江東クイズラリー 土・日曜、祝日も開催。参加者にはプレゼントもあり ☑当日直接、えこっくる江東2階事務室へ ※小学3年生以下の方は要保護者同伴

文化・観光

このほかの記事は6・7面こうとうインフォメーションに掲載

こうとうトコトコ日和 夏号配布中

「水彩都市の魅力めぐり」と「心躍る夏休み! 展覧会&イベント」の2つを大特集。水彩都市・江東区の“水と涼”を体感できるグルメやスポットをご紹介します。夏休みの期間に開催される展示会やイベントも掲載しています。トコトコ日和とともに夏を満喫してみませんか。



【配布場所】江東区観光協会(産業会館内)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、文化観光課(区役所4階33番)、各出張所、各文化センター、区内観光施設など

☎江東区観光協会
 ☎03-6458-7400
 ☎03-6458-7420



仲卸店舗で旬の魚を買える! 豊洲市場水産仲卸売場体験会

豊洲市場と魚の魅力を知ってもらうため、水産仲卸売場体験会を実施します。オリエンテーション終了後に448のお店(5月1日現在)が集まる売り場を体験。一部店舗では買い物もできます。 ※動きやすい靴と服装でご参加ください

☑7月11日(土)・25日(土)、8月22日(土)、9月12日(土)・26日(土)、10月17日(土)・31日(土)9:00～10:30

※集合は9:00(豊洲市場6街区水産仲卸売場棟4階 魚がし横丁エリア・コミュニケーションルーム1)

☑区内在住の小学生以上の方

☑各20人(抽選。1組3人まで。抽選結果は7月4日(土)までに連絡) 費500円

☑6月11日(土)9:00～25日(土)に東京魚市場卸協同組合HPで

☎東京魚市場卸協同組合広報文化課 ☎03-6633-0165 (9:00～14:00)



政治家の寄付は禁止! お金のかからない公正な選挙の実現のために

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体に寄付をすることは、法律で厳しく禁止されています。また、政治家に対して寄付を勧誘したり、求めることは、誰でも禁止されています。

公正な選挙、お金のかからない選挙の実現のため、ご理解をお願いします。

寄付が禁止されているもの

- お中元やお歳暮
- 開店祝いや落成式の花輪
- お祭りや地域行事、スポーツ大会への寄付や差し入れ
- 町内会の集会や旅行など催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- 結婚祝いや葬式の香典(ただし、政治家本人が自ら出席し、通常一般の社交の程度を超えない場合は、処罰の対象から除かれます)

後援団体の寄付の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が選挙区内の人や団体に寄付をすることも、政治家と同様に禁止されています。なお、自らの設立目的により行う行事や事業に関しては寄付が可能ですが、この場合でも選挙区内の人に対して花輪、香典などの寄付は禁止されます。

あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対して、答礼(相手方への返事)のための自筆によるものを除き、暑中見舞状や年賀状など時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

宴会の案内状には会費の明記を

会費を徴収する宴会などで政治家を招く場合には、必ず案内状に会費を明記してください(金額は他の参加者と同額)。

☎選挙管理委員会事務局選挙係

☎03-3647-9091

☎03-3647-9592



▲選挙のめいすいくん

こどものサードプレイス(居場所)
じどうかん



中学生・高校生世代も大歓迎! Wi-Fi完備しています!
卓球、ダーツ、マンガ、学習スペースなどがあります。Teen's Base Caféも実施中 ☎各児童館へ

